

【お知らせ】

令和7年1月
山陽小野田市水道局

工事費内訳書の取扱いについて

山陽小野田市水道局では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、建設業者は、公共工事の入札の際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類の提出が義務付けられました。

山陽小野田市水道局においては、工事費内訳書について下記のとおり取扱いしておりますのでお知らせいたします。

1 工事費内訳書の取扱いについて

(1) 入札に付する全ての工事について、入札書の提出と同時に提出が必要です。

- ① 工事費内訳書の提出は、入札の1回目のみです。
- ② 2回目以降の再度入札時は、工事費内訳書の提出は不要です。

(2) 無効となる入札

工事費内訳書に次の不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出者の入札を無効とします。

- ① 入札時に工事費内訳書が提出されていないもの
- ② 工事名の記載のないもの又は誤りがあり工事の特定ができないもの
- ③ 入札者名の記載のないもの又は誤りがあるもの
- ④ 工事費内訳書の工事価格と入札書記載の金額が一致していないもの
- ⑤ 工事費内訳書の各項目の金額の欄に空欄又は0円と記載のあるもの
- ⑥ 値引きの記載があるもの
- ⑦ その他明らかな不備があるもの